

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 5 月 2 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市訓令第 5 号

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市事務決裁規程（昭和 4 5 年野田市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 保育課の項中 「 保育課 」 を 「 子ども保育課 」 に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。